

市の動き

●第2回市民意識調査の結果がまとまりました・道路問題・環境衛生・交通安全対策・建築問題・公害問題

市民の市政に対する関心と要望を知り、こんごの市政運営の資料をつくるための市民意識調査を行なっていましたが、このほどその中間集計がまとまりました。



道路問題

●自宅付近の道路は、「まだまだふじゅうぶん」77%です

☆国道、府道、市道、私道の区別＝道路にはこれらの区別がありますが、自宅付近の道路について、「だいたい知っている」人は45%、「知っている所もあるが、あまりはつきりしない」が34%、「知らない」20%となっています。

☆自宅付近の道路の整備状況は＝「だいたい今ぐらいでよい」とする人は18%にすぎず、「大多数(77%)は「まだまだふじゅうぶん」であるとなっています。

ただし、この中には、私道の整備も含んでいますので、こんご道路行政に私道の扱いをどうするかという問題もでてきます。

☆道路をどのようによくなるか＝市として最も力を入れるべき点としては、「道路の巾を広げたり側溝をつける」28%、「未舗装道路を舗装する」25%、「市街地の道路や通学路に歩道をつける」17%、「舗装済みの道路をたえず補修する」12%、都市計画に基づいた新しい道路をつける」11%となっています。

道路行政については、全般的になお一層の努力が必要であると思われます。

環境衛生

●低湿地帯の影響か、水はけが悪いが48%もありました

☆自宅のまわりの水はけ＝溝や下水の水はけが「よい」とする人は23%、「ふつう」27%「わるい」は48%で全般的に水はけは悪いという結果がでています。

☆水利権を知っているか？＝家庭の汚水や雨水は農業用水路へ流していますが、この水路は府が管理しているほか、水利権というものが

があり、農業実行組合が持っているがこれを「よく知っている」20%、「だいたい知っている」21%、「知らない」57%。知らない人が6割近くあり、もっと水利権についてのPRを行なう必要があります。

☆きれいな町づくり＝これは市民1人1人の実践で生れますが、自宅の外まわりを掃除している41%、週2、3回ぐらい18%、週1回ぐらい13.4%、月2、3回ぐらい4%、月1回ぐらい8%、全然していない9%となっています。

☆害虫の駆除＝これも近所の人々と共同でやらなければ効果が上がらないが「定期的にしている」19%、「ときにはする」37%、「したことがない」37%で、害虫と駆除だけでなく町をきれいにするため近所の人たちは「何か共同してよくやっている」9%、「ときにはやっている」31%「したことがない」50%となっており、実際に行動することは困難なようです。

交通安全対策

●将来は自動車を持つ人が35%にもなります

☆自動車を持つ人＝自宅で車や自家用車を持つ人は44%もあり、持っていない人は55%となっています。しかも、持っていない人55%の内33%の人が将来持つ予定があるとこたえており、近く当市にも自動車時代が来ることになるでしょう。

☆交通事故＝交通事故は増加しているが、自分も交通事故にあうかも知れないと「いつも思う」44%、「思うこともある」43%と、いつでも交通事故にあうと思っている人が87%もあり、予想以上に身近な問題となっています。

☆交通安全の市民運動の効果＝市民運動の効果に対する評価としては「かなり効果があ

っている」30%、「少しは効果があがっている」25%、「運動を知らない」22%、また、「交通相談」を設けて、示談の方法、賠償請求手続きなどについての相談や指導を行なっているが、このことを「知っている」45%、「知らない」55%となっているなど半分以上の人々が市の動きを知らないのも、もっと広報活動を行なう必要があるようです。

☆交通事故防止対策として何を望むか＝最も力を入れてほしいこととしては「歩道、歩道橋、信号灯などの交通安全施設を充実する」32%、「車の違反をもっときびしく取り締まる」20%、「事故防止のための指導教育などPRにつとめる」13%となっており、全体的な整備を望む声が多くなっています。

建築問題

●不法建築をなくす事務を市に移管する方がよいと66%の人が考えています

☆建築基準法を知っているか＝建物を建てるときは、建築確認申請書を市を経由して、府に提出し、府の建築主事の確認を受けなければなりません。これを定めた「建築基準法」があることを知っている52%、「くわしくは知らないが手続きが必要であることを知っている」35%、「知らなかった」10%で、周知度はかなり良好でした。

☆建築基準に関する各種の事務＝これらは現在府で行なっているが、八尾市内の不法建築をなくすためには事務を「八尾市に移した方が効果がある」と66%の人が考えており、「府で行なう方が効果がある」と考える人は極めて少なくなっています。

☆不法建築をなくす方法＝最も効果的と思われる方法としては「不法建築に対して徹底的に手をおしさせる」26%、「法律を改正して罰則をきびしくする」20%、「取り締まりバ

この調査は、昨年の12月1日から9日まで民間の与論調査研究所に委託したもので、市内の満20歳～69歳の有権者 1,000人を対象に無作為抽出で選んで、調査員による面接聴取の形で行なわれました。

実際に面接できたのは、転居、不在などの人を除いた724人で回収率は72.4%でした。

調査項目は(1)道路問題(2)環境衛生(3)交通安全対策(4)公害問題(5)建築問題(6)消費者問題(7)社会環境の7項目です。

この結果については、来年度の予算編成の資料として役立てられると共に市民の声として行政面に反映するよう努力して参ります。

今回の集計は中間集計で、その結果の主なもの5項目の全体的な傾向をまとめてみました。

この調査にご協力いただきましたみなさんに厚くお礼申し上げます。

トロールをもっと強化する」15%、「給水制限だけでなくガス、電気について規制する」14%「法律をきびしくPRを強化する」10%となっており、決め手となるものはないようです。

☆建物を建てる時の境界線、日照権の問題＝民法上の問題がよく起こりますが、こんなときに「当事者と直接話し合って解決をはかる」48%と「市役所などの法律相談を利用する」31%がほとんどでした。

公害問題

●公害問題、あきらめている人が66%もいます

☆いま困っている公害＝「騒音」15%、「悪臭」15%、「ばい煙、ガス、ほこり」13%、「振動」9%、「汚水」4%「地盤沈下」1%となっています。

☆公害の被害の解決は＝相手方や役所、警察新聞などに苦情を申し立てたり、解決をたのしんだりしたことがあるかどうかについては、その相手先として「相手方へ」11%「市や府などへ」12%「警察の派出所へ」2%「がまんしている、あきらめている」66%で被害を訴えた人は公害で被害を受けた人のわずか25%にすぎません。その結果「だいたいよくなった」16%、「あまりよくならない」31%「全然かわらない」43%とあまり効果はなかったようです。

☆公害問題解決策＝公害の被害を受けている人は「取り締まりを強化する」31%、「法律を改正して規則をきびしくする」24%、「公害紛争処理機関を設立する」18%「融資を含めて企業への行政指導を強化する」18%「法律を守るようPRを強化する」8%となっています。結局、決め手となるものはないよう、市民運動でこんご解決策をみつける外はないよう、でじゅうぶんPRを行なう必要があります。

■道路をよくするために、八尾市はどういう面に最も力を入れるべきだと思いますか

	都市計画に ちとずいた 新しい道路 をつくる	舗装道路で もたえず補 修をする	道路巾を広 げたり、側 溝をつくる	未舗装道路 を舗装する	市街地の道 路や、通学 路に歩道を つける	わからない 回答なし	計
総数	10.9%	11.7%	27.9%	25.3%	16.7%	7.3%	100%

■自宅のまわりの溝(みぞ)の水はけはいかがですか

	よ い	ふ つ う	わ る い	わからない 回答なし	計
総数	22.8%	27.2%	47.9%	2.1%	100%

■お宅では公害で困っていることがありますか「ある」と答えた人にどんな公害でお困りですか(1人重複回答)

	煙、ガス	汚 水	騒 音	振 動	悪 臭	地盤沈下
総数	12.8%	4.3%	15.3%	9.1%	15.2%	0.8%
	そ の 他	とくにない	わからない 回答なし	計(MT)		
総数	1.9%	58.6%	2.3%	120.4%		

■最近交通事故による死傷者が増えています。あなたは、自分も交通事故にあうかもしれないと思っておられますか

	いつも思 っている	思うこと もある	思ったこと がない	わからない 回答なし	計
総数	43.8%	43.5%	9.0%	3.7%	100%

やお市政だより

昭和45年1月20日

2

第400号

市の行事



NEWS

《保健所からのお知らせ》

あんま、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などに関する法律が一部変わりました。

ことし、1月からこれらの方の免許証を交付するときに免許証所有証明書を同時に交付することになりました。

すでに免許証をお持ちの方でこの証明書をまだ受けておられない方も交付を受けて、常に携帯されるようお願いいたします。

市民のみなさんも有資格者かどうかをこの証明書などで確かめて施術を受けられるようにお願いいたします。



《警察の電話番号の変更》

八尾警察署の加入電話番号が、つぎのとおりに変更になりますので、おまちがえのないように。

☆新番号 92-1234

☆変更日時 昭和45年1月30日 正午



《「はたちの声」の入賞者》

昨年末に募集しました「はたちの声」の入賞者が決まりました。

多数のご応募ありがとうございました。

【佳作】木下利明（東本町）阿古安子（弓削）木下礼子（八尾小）上田実（本町）



《職業訓練生を募集中》

府立松原専修職業訓練校では、昭和45年度の職業訓練生を募集しています。

☆開講科目 機械、金型、電気工事、板金、溶接、建築、木工、塗装、造園、電子機器、自動車整備など

☆選考 学科試験（中卒程度）と面接試験、詳しいことは同校へおたずねください。（TEL 0723 32-7816）

【訂正】先号の当市政だよりの「市の行事」の中の22日（木）の法律相談は14日（水）の誤りでしたおわびして訂正します。



人の動き 昭和45年1月1日現在

人口総数 211,333 (+786)
男 106,566 (+406)
女 104,777 (+380)
世帯数 63,221 (+347)
面積 41.255km²
() 内は前月からの増減です

注

家児 = 家庭児童相談 交通 = 交通相談
心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談
法律 = 法律相談 行政 = 行政相談
青少 = 青少年 愛護相談

●各種相談をご利用ください



市民相談室では、みなさんからの苦情、要望をうけつけ市民サービスの向上を図っています。どんなことでも結構ですので気軽にお越しください。

また相談室では、次の相談もしています。

☆法律相談 毎月第1、第3木曜日の午後1時～4時
☆交通相談 毎週火曜日の午後1時～4時と毎月第1、第3金曜日の午前10時～午後4時
☆行政相談 毎月8、18、28日の午後1時～4時
■そのほかの各種相談
☆人権擁護相談 毎月第3水曜日の午後2時～4時 人権

擁護委員会室（市民ホール1階）

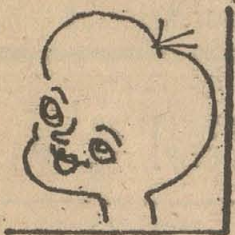
☆青少年愛護相談 毎週火曜、木曜の午前9時～午後5時
青少年相談室（教育センター）
☆家庭児童相談 毎週月曜～金曜の午前10時～午後4時 福祉会館
☆心配ごと相談 毎週月曜の午後1時～4時 福祉会館
☆結婚相談 毎月第1、2、4、5水曜日の午後1時～4時と毎月第3日曜日の午後1時～4時 福祉会館
☆消費生活苦情相談 執務時間中 商工係または市民相談室
☆公害苦情相談 執務時間中 公害係

日程について疑問な点がありましたら広報係へ（TEL 91-3881）

YAO CITY

お知らせ

●接種のこと



■ジフテリア、百日ぜき、破傷風の3種混合の予防接種を行なっています

ジフテリア、百日ぜき、破傷風の3種混合の予防接種をこししも、次の日程で行なっています。

(費用はいりません)

☆該当者 ・生後3カ月以上の乳幼児・乳幼児でまだ受けていない人・昨年8回受け、こしし1回だけ追加を受ける人(接種後1年から1年6カ月までの期間)

☆持参するもの 母子手帳

☆受けてはいけない人 熱のある人や内臓に病気のある人・病後で衰弱している人・そのほか医師が不適当と認めた人

☆接種の方法 ふつう生後3カ月～6カ月の間に3～4週間間隔で3回接種し、1年～1年半おいて追加(1回)を受けると免疫を得られます。

＜日程＞

☆竹淵小学校、大正小学校 2月6日、3月6日
☆志紀小学校 安中小学校 2月9日、3月9日
☆桂隣保館、用和小学校 2月10日、3月10日

☆労働会館(竜華)、久宝寺中学校 2月12日、3月12日
☆清友幼稚園、南高安小学校 2月13日、3月11日
☆労働会館(山本)、山本幼稚園 2月17日、3月13日
☆中高安小学校、八尾小学校 2月18日、3月17日

日付は左から2回目、3回目(1回目は終了)時間は、いずれも午後1時30分から午後3時までです。

●共済のこと



■市民共済(火災、交通)制度に加入しましょう

当市では、災害に備えて大阪市の市民共済生活協同組合に加入し、火災共済と交通共済制度を普及させています。

火災、交通事故はいつでも予告なしにやってくる災害です。

この忍びよる災害に備えて、ぜひこの制度に加入して万一のときに備えましょう。

＜火災共済＞

火災共済は昨年12月から口数制限が大幅にアップされ15口に引きあげられました。

この火災共済は普通の火災保険よりも割安の掛け金で加入でき、加入するときや被災したときの手続きも簡単です。

住宅の場合、1口年額 200円の掛け金で万一火災で全焼したときは、3日以内に10万円の給付金が支払われることになっています。

＜長所＞

☆市民(世帯主)ならだれでも加入できます

☆掛け金が割り安になっています

☆契約手続きが簡単です

☆給付金は3日以内に支払われます

☆普通の火災保険より有利です

＜給付金支払い方法＞

▷全焼のとき＝契約高金額が支払われます
▷部分焼のとき＝50万円までは実損額を支払います

実損支払い分を越えた損害については、比例支払いで行ないます。

たとえば、400万円の住宅で火災共済に100万円契約し、100万円の損害の火災があったとき57万1千円が支払われます。(火災保険の場合は25万円です)

＜交通共済＞

☆市民ならだれでも加入できます

☆掛け金が安く、1人年額400円です

☆契約の手続きが簡単です

☆支払いの手続きも簡単で、不幸に被災されたときは、すみやかに調査し、早く支払います。

(この共済は1年間効力を持ちますが、この期間中に市外へ転出されても有効です)
★共済金額＝死亡の場合は50万円、以下傷害の程度により共済金が支払われるようになっています。

さらに両親または片親を失った交通遺児にも20万円を支給する特典が設けられています
★加入の申し込み＝申し込みは、共済契約申込書に共済金を添えて次のところに申し込んでください。

☆お近くの自治振興委員さん

☆市役所市民相談室か各支所

(申込用紙も用意してあります)

●衛生のこと



■地区ぐるみでねずみを退治しましょう

衛生課では、こししも2月1日から28日までの期間をねずみ駆除月間としてねずみ駆除を行ないます。

このねずみ駆除は、各家庭がいっせいに実施し、隣近所協力しなければ功を奏しませんので決められた日には必ず、薬剤を置いてください。

殺ソ剤は、実施日の3日前までに各家庭にお配りしますが、留守の方は、近くの出張所か市役所衛生課へとりにきてください。

この殺ソ剤の使用については、同時にお渡しする注意書をよく読んでうでで実施してください。

＜日程＞

2月2日(月) 恩智、神宮寺、垣内、黒谷

教興寺、聖心住宅、高南園住宅、東高信住宅
二俣(五月町) 山本高安町 3日(火) 服部川(西服部川も含む)、山畑、千塚、郡川、水越、大竹、楽音寺、神立 4日(水) 竹淵亀井町、南亀井町、北亀井町 5日(木) 跡部本町、太子堂、相生町、春日町、東太子町、南太子堂 6日(金) 植松町 7日(土) 安中町、淡川町、陽光園、五反地町 9日(月) 久宝寺町、東久宝寺町、北久宝寺町、神武町 10日(火) 末広町、久宝園、美園町 12日(木) 山城町、北本町、楠根町 13日(金) 南本町、佐堂町、宮町 14日(土) 本町、栄町 16日(月) 松山町、青山町、高美町、荘内町、若草町、別宮宿舎、光南町、清水町、明美町 17日(火) 東本町、緑ヶ丘、桜ヶ

丘、光町 18日(水) 菅振町、旭ヶ丘、長池町 19日(木) 幸町、泉町、高砂町、桂町、新家町 20日(金) 太田、沼、木本、北本、南本、若林町 21日(土) 弓削、田井中一部(田井中東第1町会) 23日(月) 田井中二俣、天王寺屋、老原 24日(火) 西山本全、小阪合町、南小阪合町 25日(水) 山本町南全、東山本町、南山本住宅26日(木) 山本町北全、上之島町北、上之島町南、上尾町、福栄町 27日(金) 東山本新町、福万寺町、福万寺南町、福万寺北、梶町、小畑町 28日(土) 柏村、刑部、八尾木、都塚、東弓削、二俣(都塚東南町会) 中田

●給付金のこと



■戦傷病者、戦没者援護法の給付金の支給範囲が広がられました

このほど、戦傷病者、戦没者援護法が一部改正され、特別弔慰金および特別給付金の支給範囲が、次のとおり広がりました。

次のような人は、請求期限までに窓口(市立福祉会館内社会課)で手続きをしてください。

＜戦傷病者などの妻に特別給付金＞

昭和38年4月1日から昭和44年10月1日まで戦傷病者などの妻であった人

戦傷病者＝昭和12年7月7日以後に負傷罹病し、これによって不具廃疾となった人

☆提出書類 住民票(ただし、昭和38年4

月1日以後、昭和44年10月1日までの間に住所を変更したときは、居住されたすべての市町村の住民票謄本を添えること)、戸籍謄本各1通、恩給証書

請求期限 昭和47年9月30日まで

＜特別弔慰金＞

戦没者の死亡時に戦没者と生計関係がなかった戦没者の兄弟、姉妹などの方。(昭和40年4月1日現在、だれも戦没者についての公務扶助料、遺族年金などをうけていないことが条件となっています)

☆請求期限 昭和47年9月30日まで

☆提出書類 申請紙に記入して、戦没者の死亡当時の除籍謄本と請求者の戸籍謄本を各1通

＜戦没者の父母などに特別給付金＞

戦没者の死亡時、戦没者以外に子、または孫があっても、その子または、孫が、すべて父母または祖父母と氏を異にする場合に限り、ます。

☆請求期限 昭和47年9月30日まで

☆提出書類 申請紙に戦没者の死亡当時から請求者の現在までの異動ごとの戸籍謄本各1通を添えて提出してください。

●人事のこと



■技能員(運転手)を募集しています

市では次のとおり技能員(運転手)を若干名募集しています。

☆資格 新制中学卒業以上の男子、昭和45年2月1日現在で、満20歳以上35歳未満の者

☆試験 2月13日(金)午前9時 市役所筆記試験(法規、構造)実技試験、クレペリ

ン精神検査を行ないます。

☆給与 月額 3万円以上 ほかに通勤手当(月3900円以内) 特殊勤務手当などを支給します。

受験を希望される方は、横書履歴書に必要事項と免許取得年月日、免許の種類を記入し

て2月10日(火)までに市役所総務部人事課へ持参してください。

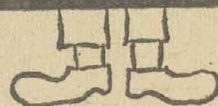
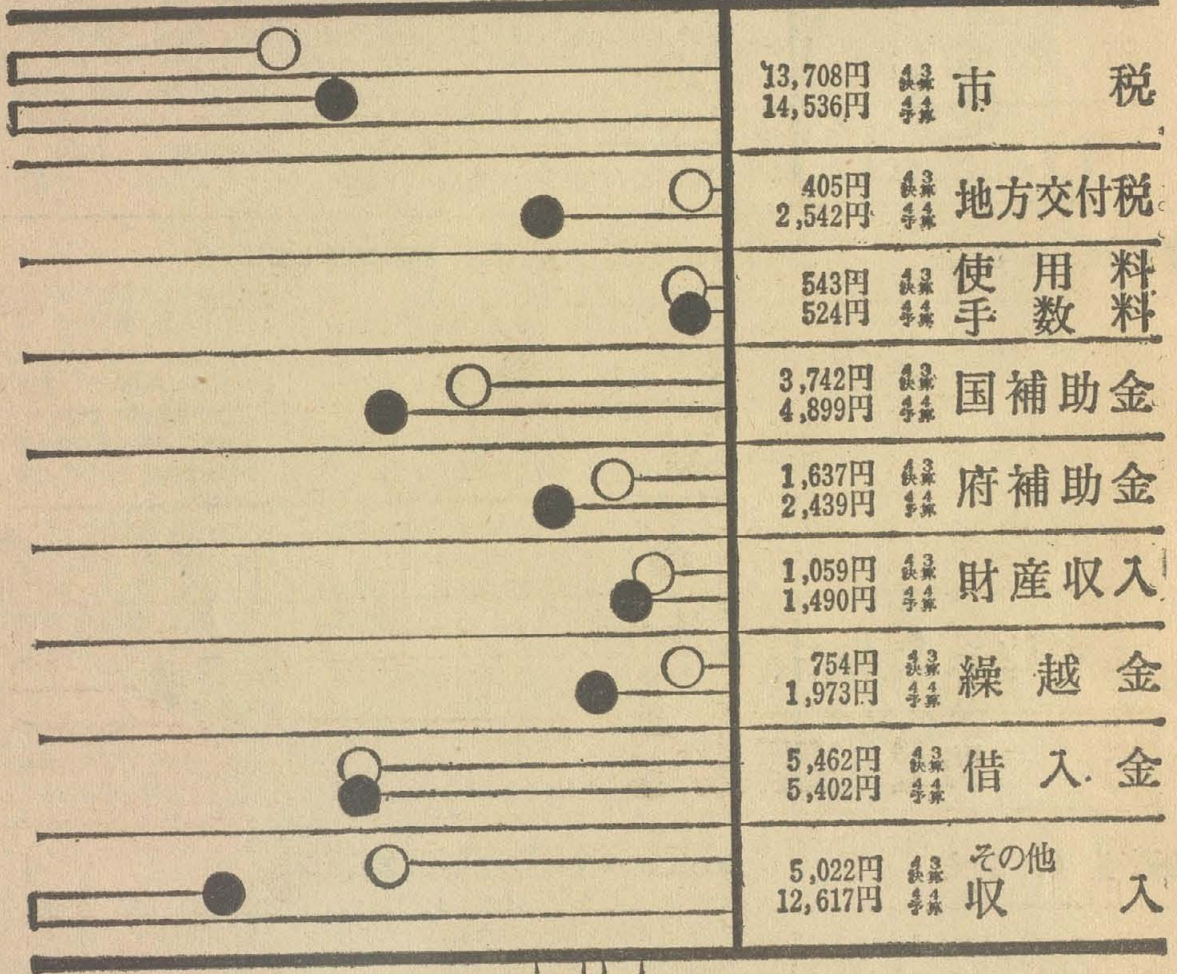
詳しいことは人事課へ(T E L 91-3381)

八尾市

一般会計・市民1人当り収入額



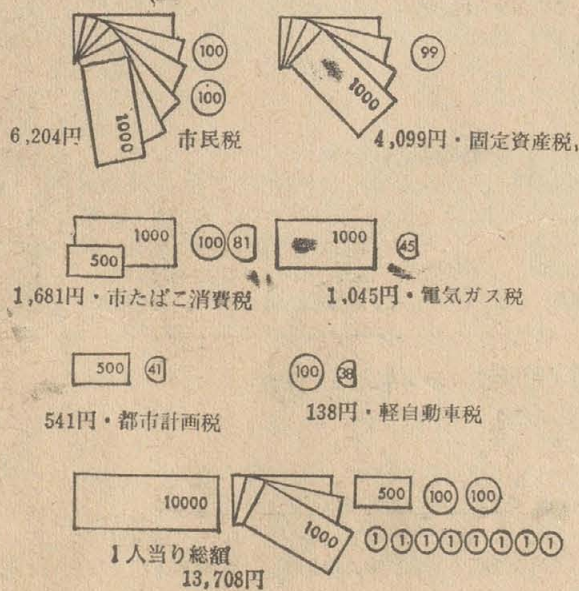
43年決算32,332円44年予算464,22円



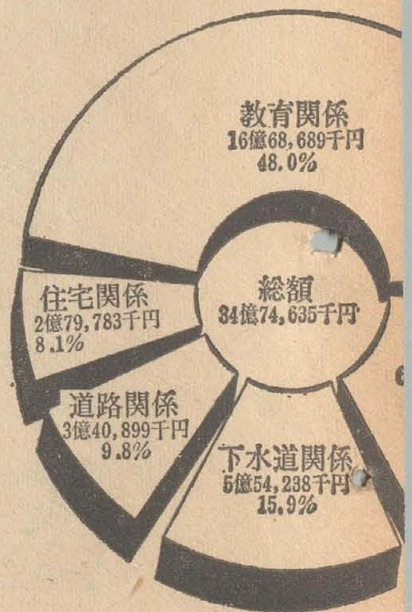
43・3・31
人口 190,162人
世帯 56,444世帯
44・3・31
人口 202,913人
世帯 60,430世帯

●43年度決算額		収入済額	支出済額
一般会計		6,148,322千円	5,747,891千円
特別会計	水道事業費	1,072,940	1,120,818
	病院事業費	584,700	601,888
	国民健康保険事業費	567,034	582,129

市民1人当りの税別負担額



借入金の現在

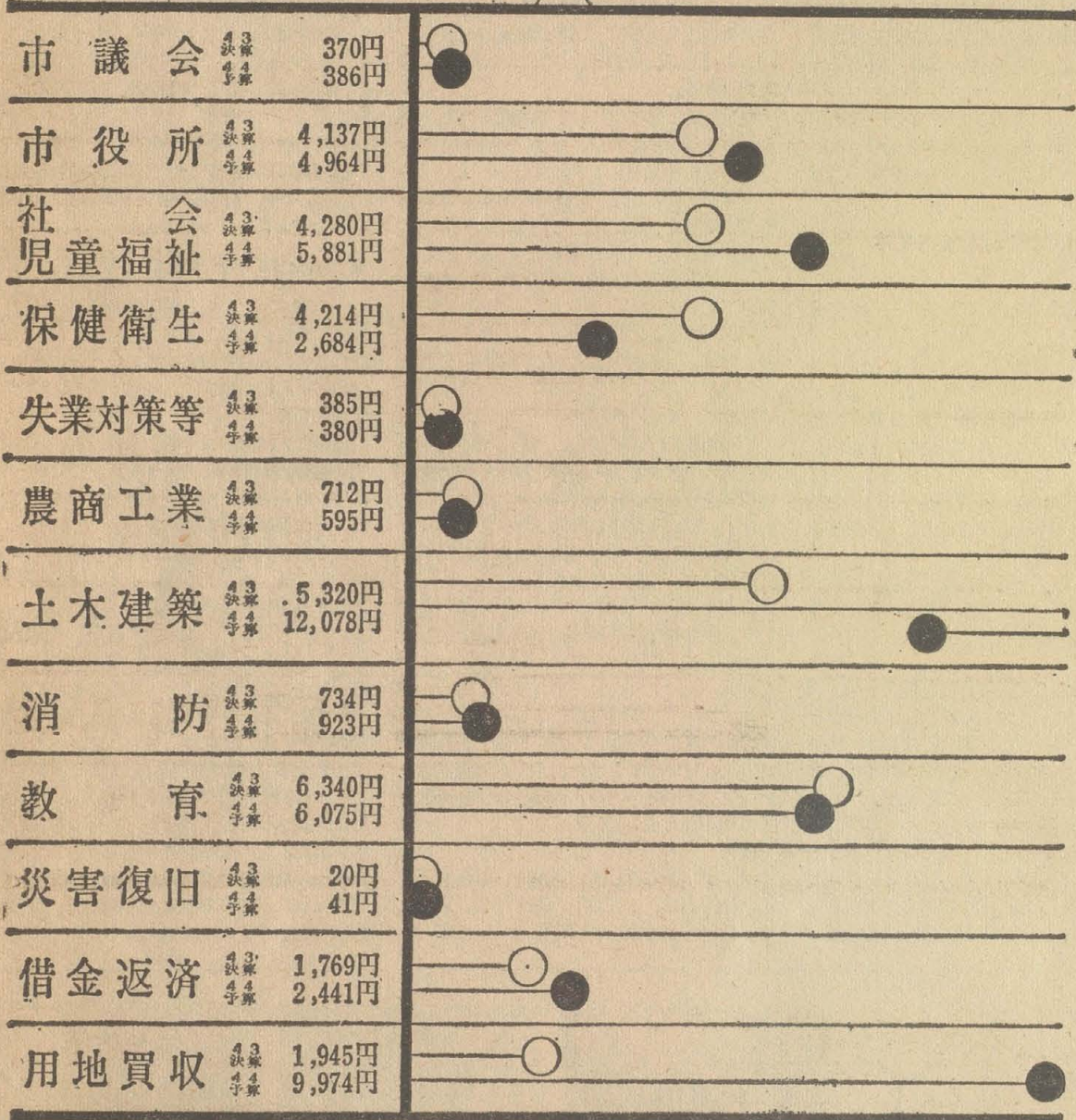


財政状況

一般会計・市民1人当り支出額



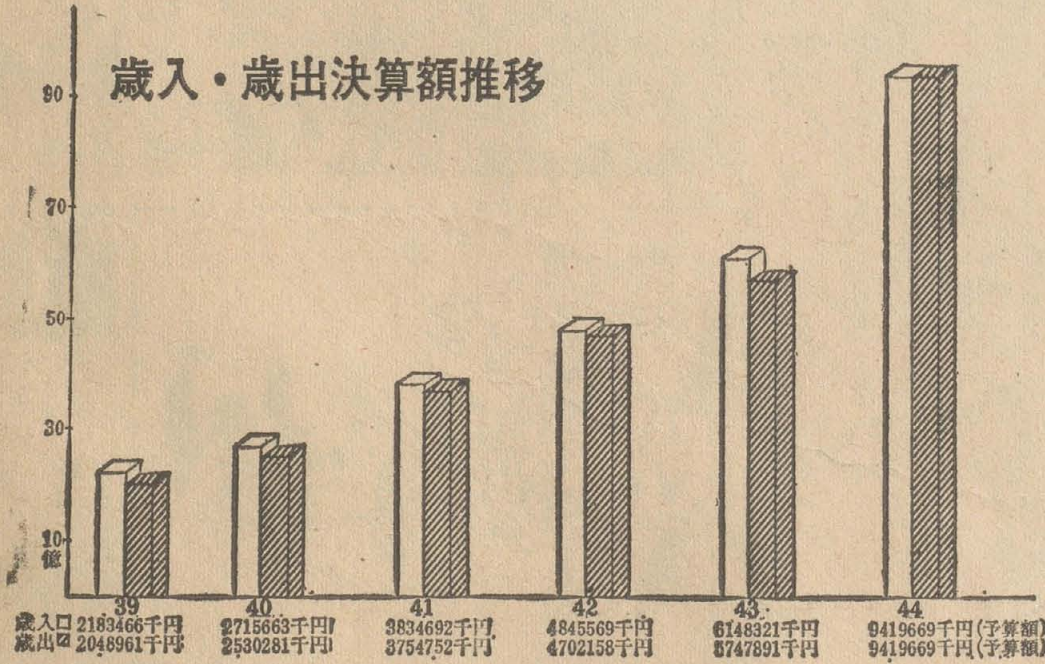
43年決算30,226円44年予算46,422円



●財産の状況 43年度末

土地 671,062m²
建物 205,836m²
積立金 180,275千円

歳入・歳出決算額推移



市の動き

●アメリカのベルビュ市(ワシントン州)と姉妹都市提携を行ないました

広く海外に目をむけて、アメリカの人々とも仲良くしようと、八尾市は昨年11月、ワシントン州ベルビュ市とめでたく「姉妹都市提携」の調印を行ないました。

調印式は、大橋市長と平田市議会議長らが渡米し、去る11月24日午前10時から、ベルビュ市の市民ホールで、コールベルビュ市長らと共に調印書にサインをし、正式に発効の運びとなりました。

「姉妹都市提携」の意味は両市民間の「友好と親善」にあります。ことしは「万国博」も大阪で開かれ、多くの外国人が訪れることとなりますが、この中にはベルビュ市民もこられることと思われます。

これを機会に市民のみなさんも「ベルビュ市」を知っていただき、遠い国ではありますが八尾市を知ろうというベルビュ市民と「友好と親善」を深めるため、積極的にご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

★「ベルビュ市とのなれそめ」は…

ベルビュ市との姉妹提携は、いまから8年前の37年、当時の脇田市長が欧米8ヶ国を訪問したとき、ワシントン州シアトル市に立ち寄り、当市青年会議所から依頼のあった「アメリカで八尾市と似た都市の青年会議所と姉妹提携の橋渡しをしてほしい」との希望を伝えたことから始まります。

シアトル市ではさっそく、この希望に応えるため、大阪市と八尾市の関係と同じように急増する人口で、ドーナツ現象を起こし、衛星都市ベルビュ市に人口が流入していることに類似点を見出し、ベルビュ市を紹介し、昭和38年、両市の青年会議所が姉妹提携を行ないました。

その後、両青年会議所を通じて、ベ市出身の留学生D、ロンバーク君の親善訪問、両市生徒の絵画の交換、文通等交流がさかんになり、両市の市民の間にも「日本の八尾市」、

「アメリカのベルビュ市」が話題ののぼるところとなり、ベルビュ市の方でさらに親善を深める意味で、市同士の都市提携まで発展させてはと、ベ市市議会議員の当市親善訪問にまで発展しました。7月にはコール市長が直接ベ市議会の議決をたずさえ、姉妹提携の申し込みに来市、大橋市長にベ市民の意向を伝えました。

これに応え、当市では、昨年の10月定例市議会で、この申し込みを検討した結果、受け入れようとの結論が出て、今回の調印に至ったものです。

★ベルビュ市はこんなまちです

▽歴史

ベルビュ市は、1953年に市制がしかれた青年都市で、アメリカの北西部シアトル市の東にあるワシントン湖の東側にあり、シアトル市と同様、急速に都市化がすすんでいます。

当初ワシントン湖の東岸一帯は、農業、軽工業その他避暑のための別荘地帯でしたが、交通の便が良くなるにつれて、住宅地として発展し、地域の急激な開発でベルビュ市が誕生しました。その後、住宅地として発達するだけでなく、工業、商業のまちとして人々が集まり始め、シアトル市に働く人々のベッドタウンとして、市の発展するスピードはさらに速くなっています。

▽人口

ベルビュ市は、1953年の市制発足当時、人口は5,940人でしたが、その後、市の発展と合併で、1969年には43,000人となり本年11月近隣住宅地域を合併し、65,000人に達し、ますます増加の一途をたどっています。

▽位置と地勢

ベルビュ市は、42.22平方キロメートルの面積を持ち、ワシントン湖とサマリツシユ湖との間に位置し、この二つの湖の間にある丘陵地にあたり、地域の大部分は未開発地域で

常緑樹でおおわれています。一方、住宅地区は、住宅地を思わすかく木等をうまく取り入れ、住宅建設がすすんでいます。

▽市の組織

ベルビュ市政は、議員のメンバーのなかから交代で市長を選び、市長が職員を任命し、行政を行ない、その執行状況が市会に報告されています。

政治形態としては、いわゆる議員のなかからマネージャーを選ぶ、カウンスル・マネージャー方式を採用しています。

市役所には、250人の職員がおり、市長事務局、顧問局、書記局、財政局、公共事業、一般サービス、公園、娯楽、下水、公益事業、法務局、警察、消防署等の部局に職員を配置しています。

市の行政は、市当局と独立した特別区(水道、学校、下水等)によって行なわれています。

▽財政

1969年度の予算規模は、485万3,359ドル(17億4千7百21万円)で、財政部の全般的な管理を行ない、市会にはかられ決められています。市を運営する財源(収入)は、おもに財産税であり、他に事業税、入湯税及び公益事業でまかなわれています。

また市は、特別の計画又は特別の認可に対して、連邦政府及び州政府から補助を受けています。

▽産業

コカコーラ、電子工学、エレクトロニクス等の研究及び会社などが多く、軽工業会社の拠点となっており、また、近年、営業用ビルディングの建設がさかんになり、住宅建設会社の拠点ともなっています。

▽教育

ベルビュ市の学校は、高校4、中学校7、小学校22あり、生徒は24,500人おり、ワシントン州で6番目の学校区をもっています。学

校職員は2,000人、高校を卒業する生徒の8割が短大、単科大学又は総合大学へ進学しています。

▽交通

市内に二つの主要道路があり、その一つの国道10号線は、シアトルから市内を貫通し、東へぬけており、もう一つの国道405号線は市内の中心部をワシントン湖の東側に沿って南北に走っています。

バス路線は、近隣の都市及びシアトル市と結びつけていますが、市内には大量輸送体系がなく、バス以外は、自家用車によって行なわれています。

★ベルビュ・デイもつくりましょう

ベルビュ市との姉妹関係を深めていくには市民間の親善交流が基本となりますが、具体的にどのような形ですすめていくかを定めるため、市民のみなさんの意見交換の場がなくてはなりません。

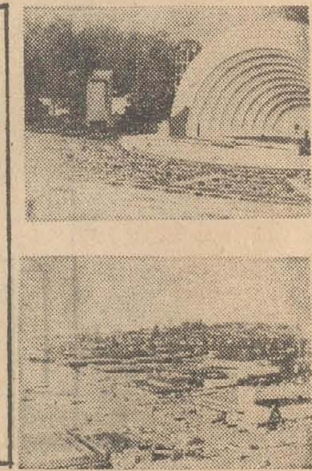
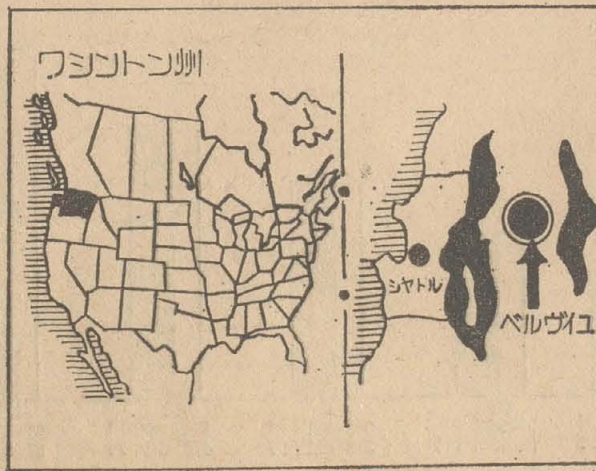
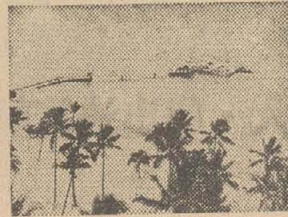
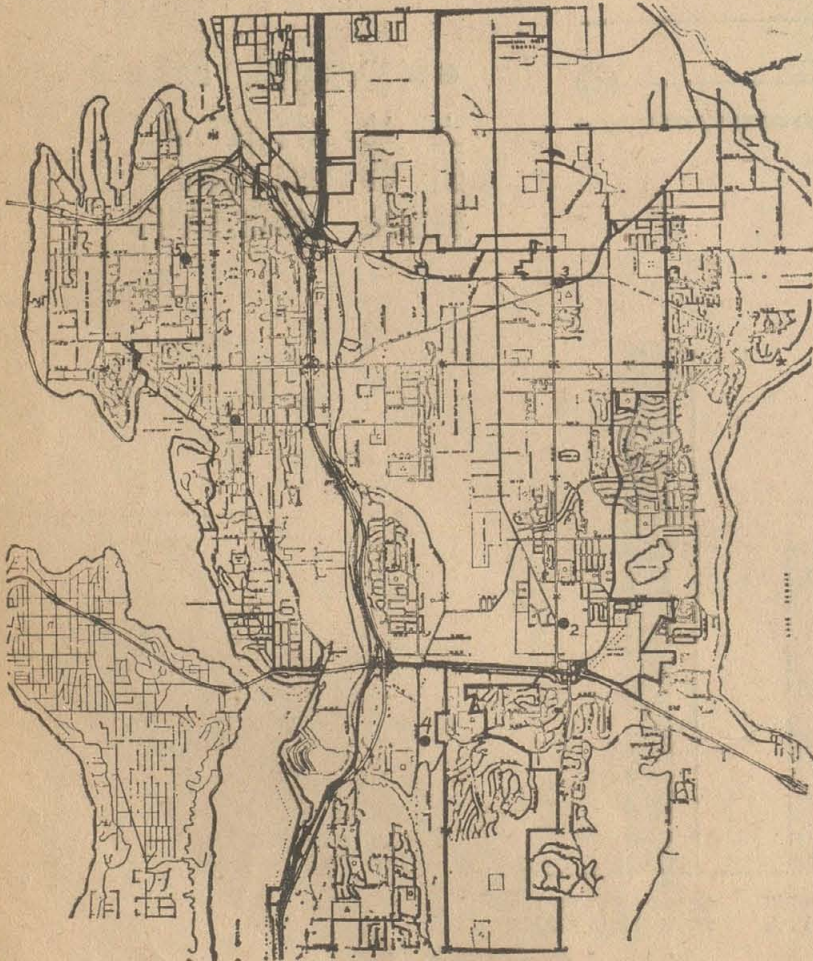
このため、市では各種団体の代表からなる「八尾市姉妹都市協力委員会」をつくり、そこで、今後の行事、事業などを企画していただくよう準備しています。

この協力委員会は商工会議所、青年会議所、地区労、婦人会などに呼びかけ、50名程度のメンバーで構成されます。

いまのところ、大橋市長が渡米した際、コール、ベ市長との話し合いの中で、八尾市で「ベルビュ・デイ」(ベ市でも八尾デイを設ける)を設けることなどが、この委員会で討議されることになっています。

市民憲章に「あなたがい心でまじわりましょう」という条文がありますように、遠く離れた外国へ八尾という市を知ってもらうため、また、この国際親善を成功させるため、市民のみなさんのご協力をお願いいたします。

(図はベルビュ市の位置と市内地図。写真は調印の様子と市内風景)



本会議

●会議のあらまし

昭和44年12月定例会は、5日から12日まで8日間開かれました。

この市会では、9月定例会以後特別委員会で審査されていた昭和43年度の「八尾市病院事業決算」と「八尾市水道事業決算」が原案どおり認定され、市の各事業の経費を追加する44年度一般会計第5号および第6号補正

予算や曙川地区の土地 利用 高度 化のための「八尾都市計画事業曙川北土地区画整理事業施行に関する条例制定の件」など8議案がそれぞれ原案どおり可決されました。

また、昭和43年度の八尾市一般会計決算と特別会計国民健康保険決算がこの市会で提出されましたが、閉会中に特別委員会で継続審

査されることとなりました。

なお、5日の本会議では各議員から市政各部門にわたって活発な質問が行なわれましたが、そのあらましと、各常任委員会での議案審査の模様は別稿でとりあげております。

●質問と答弁

【質問】 去る7月7日、議員除名処分が議決されたが、本来議員とは住民の参政権を託され、住民の要求を実現するため、議会内外で活動し、とくに議会内においては、質疑討論、報告、その他の発言および表決により意思決定を行なうものである。

自治法の法解釈においても、議会内における議員の言論活動に立ち入ってその不当性を理由として懲罰に付することはできないとされており、大阪地方裁判所においても、9月20日除名処分の効力停止の決定がなされた。

これらの経過および法的事由から考えて、7月7日の除名処分は適法正当と認めるか、不法不当と認めるか、市長の見解を聞きたい

【答弁】 除名処分は単に会議規則の手続上の問題とは異なり、きわめて高度な政治的判斷によって市議会で決定されたものと考え

る。これは非常に重要な問題であるが、なにぶん現在係争中であるので発言はさしひかえたい。したがって今定例会においても再議に付する考えはない。

＝し尿中継槽の移転用地＝

買収はいつか＝

【質問】 本市南部地区のし尿汲み取り業務の月2回確保のため43年末から太子堂にし尿中継槽が設置されたが、この施設は一時的なものであると聞いている。最近、中継槽の移転用地として、同地区の隣接地が候補にあ



がっているが、早急に用地買収する考えはないか。

【答弁】 地元の協力も得られるので、関係者と話し合いをもって、早急に手を打つよう努力する。

【質問】 八尾空港周辺の市立各学校園は



騒音に悩まされている。そのうち今回志紀中学校の防音設備の予算化を見たが、大正地区の小・中学校などについてはどのような計画をもっているのか。

【答弁】 志紀中をかわきりに空港周辺の各学校を順次処理していく考えであり、来年度から49年度にかけて完成を目標に努力する

＝公共下水道工事の完成は＝

【質問】 公共下水道第1期工事実施計画の事業年度も残りわずかとなったが、現在の工事進捗率は3分の1強である。

計画どおり完成できる見通しはあるのか。

【答弁】 現在工事は計画よりおくれいているが、国、府に対し経費など財政援助の強化を積極的に働きかけている。

今後は、幹線下水道の終末処理場の46年完成見込みに合わせて工事を進めたい。

【質問】 交通事故が日々増大しているが、公用自動車を運転する職員の安全教育はどのように実施しているのか。また、安全運転管理者なしで運用している部課については、今後どうするのか。

【答弁】 運転手に対しては、定期的に講習会、研修会などで安全教育の徹底をはかっている。また、安全運転管理者のいない部課は、所属長に責任をもって管理してもらっている。

【質問】 学校給食から食中毒などをなくするため、給食配達車の衛生管理状況のチェックを実施する必要があると考えるがどうか。

【答弁】 現在、給食センターから9校に配送している。今後、細菌の問題などじゅうぶんに調査研究し、品質、栄養価についても万全を期したい。

＝老人福祉施設の充実を＝

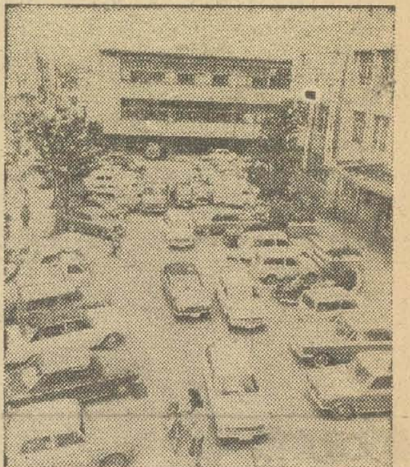
【質問】 敬老の日には市長として行事に参加されているが形式的なものとしかうけとれない。口先だけでなくお年よりにほんとうに、しあわせにひたってもらうための諸施設を、建設される意思はないか。

【答弁】 東大阪地域を包含する総合老人センターを市内に設置し、これを本市が活用できるよう府に対して働きかけたい。

＝市庁舎前の混雑緩和対策は＝

【質問】 最近、市庁舎前の車両の混雑が激しいのは、職員の通勤車両が一つの要因と考えられるが、市長はどのように措置されるのか。

【答弁】 現在市庁舎前は飽和状態であるので、他に駐車場の確保を急いでいる。



【質問】 市の公用に使われるタクシー借上料は多額にのぼるが、行政に機動性をもたせる意味からも、公用自動車を購入する方が得策ではないのか。

【答弁】 より有効に車を利用するというのが一番大切なことであり、今後検討を加えていきたい。

【質問】 外環状線、中環状線を中心とする道路計画で、市道との接続部分、排水路との関係など多々問題を生じているが、市としてはこれらの問題にどう対処されるのか。

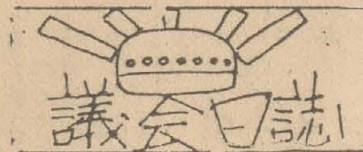
【答弁】 じゅうぶん調査のうえ直接府と折衝して解決したい。



- ① 下水道工事に伴う農業用水の汚染化防止のための、市の具体的解決策について＝宮町地区住民一同
- ② 田井中地区の市街化地域指定について＝田井中農業実行組合耕作者一同
- ③ 市発展に重要な役割をもつ商工行政としての産業部門独立の推進について＝八尾市商店会連合会
- ④ 衛生都市立高等学校の授業料の格差解消について＝衛生都市立高等学校校長会会長

- ⑤ 勤労市民の利便の向上および、市発展のための国鉄久宝寺駅の昇格について＝八尾地区労働組合協議会
- ⑥ 障害者福祉金の増額および、等級の拡大要望について＝八尾市身体障害者福祉会
- ⑦ より充実した福祉行政を実践するための総合福祉センター建設について＝八尾市民生児童委員協議会
- ⑧ 交通停滞の激しい、府道平野中高安線道路の拡幅について＝八尾商工会議所
- ⑨ 保育ママ制度と公立保育所の格差是正及び、保育ママの処遇の改善について＝父母会会長
- ⑩ 久宝寺校区園児、児童、生徒の通学路の危険箇所の善処について＝八尾市立久宝寺小学校園PTA会長他

- ⑪ 総合福祉センター早期建設について＝八尾市社会福祉協議会



10月24日都市競馬組合会議▷30日広域行政調査特別委員会▷31日長瀬川組合会議▷11月1日各派代表者会議▷5日決算審査特別委員会▷6日決算審査特別委員会▷10日広域行政委員視察▷11日建設委員会▷12日東大阪治水対策協議会常任委員会▷13日大阪府市議会議員研修会、大阪・八尾両市行政協力協議会▷14日大阪府都市計画審議会▷18日決算審査特

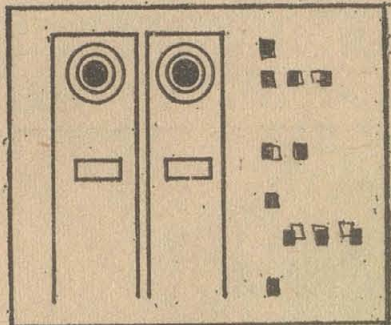
別委員会、文教産業委員会▷19日決算審査特別委員会▷20日大阪府市議会議長会総会▷25、26日政友会研修会▷27日厚生委員協議会▷12月1日政友会総会、駅前整備特別委員会▷4日社会クラブ総会、全員協議会、議会運営委員会▷5日本会議第1日▷6日文教産業委員会▷9日建設委員会、厚生委員会▷10日総務委員会▷12日議会運営委員会、本会議最終日▷18日文教産業委員協議会、国保運営協議会▷22日大阪府都市計画審議会▷24日都市競馬組合会議▷1月8日各派代表者会議▷13日広域行政特別委員会▷14日文教産業委員協議会▷16日議会だより編集委員会、決算審査特別委員会、議員研修会

委員会

総務

■コンピューター導入について

今回提案された一般会計第5号補正予算で



事務近代化の一環として、固定資産税課税事務を電子計算センターに委託する経費 931万5000円を計上しています。

【質疑】

- 1、課税事務からまず電算機を導入することにしたのはなぜか。
- 2、今後の構想はどうか。

【答弁】

- 1、市の行政事務のうちでも課税の適正化が税行政上欠くことのできない要件であるので、電算機導入によって課税の適正化をはかり、ひいては行政全般の合理化、簡素化に結び付けようとするものである。
- 2、課税事務以外の一般事務についても給与計算事務など電算機の導入可能なものの分析をし、少なくとも48年度までには作業を終える計画で、内部の専門部会で検討を進めている。

■市税収入見込みについて

44年度の市税収入予算計上額は、現在のところ29億4956万3000円と43年度決算額（収入済額）26億0388万3000円をすでに上回っています。

【質疑】

- 1、44年度市税収入の最終見込みはどうか。

【答弁】

- 1、本年度から市民税特別徴収分が、従来の10カ月徴収から12カ月徴収に切り替えられた関係で、最終の1カ月分が来年度収入になるため減収が見込まれる。その他固定資産税の伸びの鈍化などを考え合わせれば、いま予算に計上している29億前後で最終決算しなければならないだろう。

建設

■市立八尾中学校校舎増築工事について

【議案の内容】

市立八尾中学校鉄筋コンクリート造り3階建3棟の校舎増築工事の工事請負契約を締結するについて、審査に付されたものです。

【質疑】

すべての建設工事において、工事の着工あるいは竣工期日がしばしば遅れるが、今回はどのように配慮されているか。

【答弁】

工事発注の予定が地元PTAとの協議の関係もあって多少遅れたものであるが、45年1月中旬から着工し、7月末竣工を予定している。なお、工期の厳守には最大の努力を傾注する。

【審査】

工事の安全性はもとより、過日東大阪市で発生を見た学校天井落下事故などの不祥事防止のため、工事工程の管理監督方を強く促し

原案可決することを適当と認めました。

■道路舗装について

【質疑】

市道舗装の進捗状況ならびに将来の見通しについて。

【答弁】



舗装計画については、9月定例会の第4号補正予算をもって第3次舗装まで進んでいる。なお、44年3月末現在では、49.3%の舗装が完了しているが、この率から見て、昭和50年には全面舗装ができるものと考えられる。

また、事業推進に当たって、下水道問題などの制約を受けているが、今後ともじゅうぶんに検討を加え早期舗装率向上に努める。

■公営住宅の規模の増大・集会所の設置について

これまで1戸当りの面積が、41㎡と45㎡であったものを、本年度から新しく建設する住宅については50.2㎡に変更して行きたい。

なお、既設の住宅については、現在の建物ならびにその周辺の施設・設備などの整備を重点的に行なうとともに中高層住宅においては、入居者の教養活動助成の見地から、集会所の設置について積極的に取り組んで行く。

既設団地については敷地などの関係もあり物置を改良する等暫定的な措置を講じたい。

文教産業

■市立各学校の施設補修について

【議案の内容】

45年度一般会計第5号補正予算のなかで、各学校の施設補修経費不足分 1,671万円が追加計上されています。

【質疑】

45年度の学校施設補修計画はどの程度進んでいるのか。

【答弁】

11月末で71.5%進行している。

【質疑】

9月定例会市会で教室の照明設備を完備するとの答弁があったが、設備工事は終わったのか

【答弁】

小学校92教室が工事未了である。

【審査の結果】

最近市立校舎長が実施した全学校施設調査では「雨もり」「暗い教室」「開かぬ窓」「便所不足」といった項目でかなりの数を集約されており、なかでも水道蛇口1つあ

たりの児童生徒数が70～80人という多数を示す校舎が数校にのぼることを指摘して、補修計画を全般的に再検討されることを当局に要望しました。

とりわけ、竹洲小学校については、校舎全体にわたって雨もりや傾斜など損傷が見られ部分的な補修よりもいわゆる「危険校舎」として改築すべきではないのかと考えられる点から、当局の方針がただされました。

この点については、教育委員会当局から「いわゆる危険校舎については5年毎に調査を行ない、最新は42年に実施している。

この調査の際には竹洲小学校の場合は危険校舎の基準に達しなかったが、その後急速に校舎のいたみが進行している。この原因は、同小学校が終戦直後の物資不足の時期に新築された関係で、建築資材の質不良にあると考えられる。」という説明がありましたが、委員会から「そのような特殊事情を考慮すれば他校と同じ尺度で竹洲小学校の老朽度を判定することに無理があるのではないのか。



この際、全面改築に踏み切る考えはないのか。」とただしたところ、「関係官庁とも協議した上で早急に結論を出したい。」という答弁があり、じゅうぶん検討されるよう要望して、原案を承認しました。

厚生

■母子栄養強化事業について

【議案の内容】

生活保護世帯（A階層）、市民税非課税世帯（B階層）、市民税均等割世帯のうち母子栄養食品の支給を認めた世帯（C階層）の妊産婦および乳幼児に対して、1日1本の牛乳を支給するものである。

【質疑】

1、府の補助算定は、牛乳1本18円の割り得A階層＝10分の9、B階層＝4分の3、C階層＝3分の2の補助金を出しているの、あたかも府が多額の支出をしているかに思われるが、実際には牛乳1本当たり23円で購入しており事業経費の2分の1は市が負担していることになる。このような府の補助行政の矛盾点をどう考えるか。

2、この制度のPRを徹底して、1人でも多くの市民が恩恵をうけられるよう配慮すべきではないか。

【答弁】

1、43年度からこの制度を実施するため予算計上したが、ほとんど消化できなかったの、本年度の実績をもって、各市と歩調を合わせながら補助算定の牛乳1本18円を23円の適正単価に引き上げるよう府に折衝していく考えである。

2、申し込みがなければ対象者であることがわからない世帯があり、一方対象者であっても申し込みをしない人、あるいはこの制度を知らない人たちもあるので、今後も市政だよりなどを通じてじゅうぶんなPRをしていく。

■保育給食と学校給食の統合について

44年度一般会計第5号補正予算の中に保育所の給食場修繕費が計上されています。

【質疑】

各保育所で各々給食場を設置しているが、市行政という広い視野に立って、将来、学校給食と保育給食を一括した共同調理場を建設する考えはないか。

【答弁】

学校給食センターは建設されたが、まだ全学校実施には至っておらず、加えて、保育給食には、0才児などの乳児食が含まれ、これをセンターで調理することはむづかしいが、一括調理できれば得策であるので、今後、関係当局間で協議、研究していきたい。